

上関町起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上関町内（以下「町内」という。）における起業を促進することで、新たな雇用の創出や移住定住に寄与し、産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内における上関町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業

次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 起業家

補助金の交付決定を受けた年度内に新しく事業を起こす者又は新たに事業を開始し、1年を経過していない者をいう。

(3) 事業者

事業を営む個人または法人をいう。

(4) 事業所

事業の用に供するために直接必要な土地、建物およびその附属施設をいう。

(5) 特定創業支援事業

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第1項の認定を受けた上関町創業支援事業計画における事業で、上関町商工会、山口銀行上関支店、東山口信用金庫上関支店及び日本政策金融公庫徳山支店において、起業に関する相談を1カ月以上にわたり、4回以上受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる起業家（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に事業所を設置しようとしている者又は設置している者

(2) 補助金を交付した日の翌日から起算して5年以上継続して事業を行う意思のある者

(3) 許認可が必要な事業の場合、既に許認可を受けている者

(4) 起業家が個人の場合、本町の住民基本台帳に記載されていること

(5) 起業家が法人の場合、町内を本店所在地として法人登記が行われていること

(6) 前条第5号の特定創業支援事業を受けていること

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 事業の種類が別表第1に掲げる業種に該当する場合

(2) 市町村税に滞納がある場合

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者

(4) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費は、別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、当該事業について、他の補助制度等で補助金を受けているものについては、補助対象としない。

2 同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象となる期間は、補助金の交付決定を受けた年度とする。

（補助金の額）

第6条 補助金は、補助対象経費の合計額とし、100万円を限度額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする起業者は、当該申請を行う年度の9月30日までに、上関町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業所の所在が分かるもの（登記簿謄本、開業届の写し、賃貸借契約の写し等）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(4) 住民票の写し（個人起業の場合）

(5) 市町村税の滞納がないことの証明書（納税証明書、完納証明書等）

(6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）

(7) 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書、契約書の写し等）

(8) 特定創業支援事業を受けたことが確認できる書類

(9) その他町長が必要と認める書類

2 申請にあたっては、提出書類において、取組の内容が十分判断できる内容を記載し、上関町創業支援事業計画に記載の各連携機関と十分協議・精査すること。

3 申請内容について、第16条に定める上関町起業支援事業補助金審査会に町長が指定する日時に出席し、プレゼンテーションを行うこと。

（交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付または不交付とすることが適当であると認めるときは、上関町起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知する。

(補助金の概算払)

第9条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、上関町起業支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合において、必要であると認めるときは、前条の規定により決定した補助金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

(補助対象事業の内容変更等)

第10条 申請者は、補助金交付決定後において補助対象事業の事業内容及び事業計画の著しい変更（総事業費が20パーセント以上増減する場合等）をしようとする場合には、上関町起業支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請について内容の審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助金額を決定し、上関町起業支援事業補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、前条により決定した額を超えないものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度末までに、上関町起業支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支報告書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費一覧表（様式第11号）
- (4) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、上関町起業支援事業補助金確定通知書（様式第12号）により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助対象者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、遅滞なく上関町起業支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるとき又は当該補助金を受けた事業者が補助金を交付した日の翌日から起算して5年以内に事業所を廃業若しくは町外へ移転若しくは撤退したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第15条 町長は、補助対象者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(審査会の設置)

第16条 第7条の規定により申請された事業について審査を行うため、上関町起業支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第17条 審査会は、第7条の規定により申請された事業がこの要綱の趣旨及び交付要件を満たしているか、また、申請者によるプレゼンテーションの内容が申請と一致し、かつ実現性があるかを調査評価及び審議し、交付決定の可否を行う。

(審査会の組織)

第18条 審査会は、町長を会長とし、副町長、教育長、総務課長、産業観光課長、企画財政課長をもって委員とする。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(報告及び調査)

第20条 補助対象者は、補助金を交付した年度の翌年度から5年間、毎年度の状況等について、上関町起業支援事業実施状況報告書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業状況概要報告書（様式第15号）
- (2) 決算書又はこれに準ずるもの
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、補助対象者に対し必要があると認めるときは、実地に調査をすることができる。

(財産の処分等の制限)

第21条 補助対象者は、事業完了の日から5年間は、事業により取得した財産を補助金の交付目的に反する利用、譲り渡し、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	内 容
1	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの
2	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
3	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
4	易断所、観想業、相場案内業
5	宗教
6	政治・経済・文化団体

※日本標準産業分類に準拠するものとする。

別表第2（第4条関係）

	区分	内 容
事業 所 拠 点 費	事業所整備費	建物に係る工事 内外装工事、空調整備、電気設備、上下水道工事、事業所の賃借料（駐車場を含む。ただし、敷金・礼金を除く。）等
	構 築 物 費 (不動産取得を除く)	建物以外に係る工事費 外構工事、駐車場などの舗装工事、看板設置費等
	設 備 導 入 費	事業に必要とする設備の購入（リースを含む。）に係る経費 作業機械、工作機械、パソコン、プリンター、エアコン、ファックス、コピー、業務用冷蔵庫、厨房器具、車両等
	販売促進費	広告宣伝費、展示会出展費、販路開拓費 ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビCM等
	人 件 費	従業員の給与・手当（事業主及び家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は除く。）
	その他の経費	印刷製本費、原材料費、通信運搬費、消耗品費、その他町長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く。）

申請日 年 月 日

上関町長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

上関町起業支援事業補助金交付申請書

上関町起業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付書類

- (1) 事業所の所在が分かるもの（登記簿謄本、開業届の写し、賃貸借契約の写し等）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
- (4) 住民票の写し（個人起業の場合）
- (5) 市町村税の滞納がないことの証明書（納税証明書、完納証明書等）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (7) 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書、契約書の写し等）
- (8) 特定創業支援事業を受けたことが確認できる書類
- (9) その他

事業計画書

※応募者の概要等（項目を確認の上、記載してください。選択項目は、該当するものに□にチェック又は■にしてください。

1. 申請者の概要等

フリガナ			
氏 名			
性 別	☐ 男 ☐ 女		
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日生（ 歳）		
住 所	〒 -		
連 絡 先	TEL/携帯		
	FAX		
	E-mail		
起業直前の職業	☐ 会社役員 ☐ 個人事業主 ☐ 会社員 ☐ アルバイト・パートタイマー ☐ 学生 ☐ その他（ ）		
過去の事業経験	☐ 事業を経験したことはない ☐ 事業を経験したことがあり、現在もその事業を続けている 事業形態（ ☐ 個人事業 ☐ 会社 ☐ その他（ ）） 事業内容（ ） ☐ 事業を経験していたが、既にその事業をやめている。 （やめた時期： ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月）		
	過去の職歴	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月	
☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月			
☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月			
☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月			

2. 事業計画の内容

(1) 概要

開業・法人設立日 (予定日)		
業種 (予定)		
法人名 (予定)		
事業実施地 (予定)	〒	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
事業に要する許認可・ 免許等	許認可・免許等名称：	
	取得 (見込) 日 ：	
	許認可・免許等名称：	
	取得 (見込) 日 ：	
受講した起業塾等	起業塾等の名称 ：	
	主催団体 ：	
	受講時期 ：	
	内容 ：	
	起業塾等の名称 ：	
	主催団体 ：	
	受講時期 ：	
	内容 ：	
資格・特許等の有無	資格の名称 ：	
	取得年月日 ：	
	資格の名称 ：	
	取得年月日 ：	
	資格の名称 ：	
	取得年月日 ：	

(2) 事業内容

事業（予定）		
雇用人数（予定）	☐ 起業直後から雇用（予定）あり ☐ 正社員（ 人） ☐ アルバイト（ 人） ☐ パート（ 人） ☐ 起業直後は予定はないが、将来は雇用予定あり ☐ 雇用の予定時期（ 年 月頃、雇用予定） ☐ 雇用（予定）なし	
起業の動機・きっかけ		
事業の具体的な内容 （取扱商品及び具 体的なサービスなど）		
セールスポイント 強み・競争力		
市場ニーズ 事業の将来展望		
ターゲット		
競合状況		
顧客獲得のための 戦略・戦術		
見込まれる事業効果		
取引先（取引予定）	名称	所在地
販売先		
仕入先		
外注先		

(3) 本事業全体に係る資金計画

(単位：千円)

	必要な資金	金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、機械、備品など (内訳を記入してください。)		自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先を記入してください。)	
	設備資金の合計		その他（親族からの借入金等） (内訳を記入してください。)	
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳を記入してください。)			
	運転資金の合計		補助金交付希望額	
	合計		合計	

※必要な資金の合計と調達の方法の合計が一致するように記載してください。

(4) 金融機関からの外部資金の調達見込み

- ☐ 既に調達済み ☐ 補助事業実施期間中に調達見込みがある
- ☐ 将来的に調達見込みがある

(5) 6カ年計画

① 6カ年スケジュール（6年間の事業の展開を分かりやすく説明してください。）

実施時期	具体的な実施内容
1年目	(例：●年●月～●月 店舗改装の準備／●年●月～●月 店舗改装工事期間)
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	
6年目	

② 6カ年の売上・利益等の計画

「① 6カ年事業スケジュール」をもとに、6年間の売上、経費、雇用者の推移が分かる計画を記載してください。

	1年目 (年 月 ～ 年 月)	2年目 (年 月 ～ 年 月)	3年目 (年 月 ～ 年 月)	4年目 (年 月 ～ 年 月)	5年目 (年 月 ～ 年 月)	6年目 (年 月 ～ 年 月)
売上高 (A)	円	円	円	円	円	円
売上原価 (B)	円	円	円	円	円	円
経費 (C)	円	円	円	円	円	円
利益 (D) (A-B-C)	円	円	円	円	円	円
雇用者数	人	人	人	人	人	人

(6) 補助対象経費明細票

(単位：円)

経費区分		補助対象経費	補助対象経費の内訳 (積算根拠)
事業所拠点費	事業所整備費 (A)		
	構築物費 (B)		
	設備導入費 (C)		
販売促進費 (D)			
人件費 (E)			
その他の経費 (F)			
合計額 (A+B+C+D+E+F)			
補助金交付申請予定額 (上限100万円)			

【添付資料】

※補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書、契約書の写しなど）

※事業所整備等工事にあつては平面図（平面図は、国土交通省監修の「建築設備工事設計図書作成基準」に則ったものであること。）

年 月 日

上関町長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

誓約書兼同意書

私は、上関町起業支援事業補助金交付要綱に規定する以下の要件をすべて満たすものであることを誓約します。

なお、当該補助金交付申請後は、町が行う必要な調査等を受けることに同意します。

また、申請内容の偽りその他不正な行為を行い又は以下の要件を欠き、町長から返還の指示があった場合は、受領した補助金を返還します。

記

- (1) 町内に事業所を設置しようとしている者又は設置している者
- (2) 補助金の交付を受けた日の翌日から5年以上継続して事業を行う意思がある者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者でないこと

上企第 号
年 月 日

様

上関町長 ⑩

上関町起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、上関町起業支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の可否
交付決定 ・ 不交付決定
(理由：)

- 2 補助金交付決定額 金 円

年 月 日
年 月 日

上関町長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

上関町起業支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 上企第 号により交付決定を受けた補助金について、上関町起業支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり概算払により交付を受けたいので請求します。

交 付 決 定 額			円
概算払請求額			円
概算払を必要とする理由			
振 込 先	金融機関名		
	支 店 名	支店	
	フリガナ		
	口座名義人		
	口座の種類	当座 普通 その他（ ）	
	口 座 番 号		

年 月 日

上関町長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

上関町起業支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 上企第 号により交付決定を受けた標記補助金の交付の変更承認を受けたいので、上関町起業支援事業補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更の内容

- (1) 申請の変更内容
- (2) 補助金の交付申請額

交付決定額	円
変更申請額	円

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更内容が確認できる詳細な見積書（申請時と変更のあった箇所を明記すること）
- (2) 事業所整備等工事にあつては平面図（平面図は、国土交通省監修の「建築設備工事設計図書作成基準」に則ったもので、かつ変更箇所がわかるもの）
- (3) 現況写真（変更内容のわかるもの）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

上企第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町起業支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、上関町起業支援事業補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により、承認することに決定しましたので、通知します。

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

上関町長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

上関町起業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 上企第 号で補助金の交付決定のあった上関町起業支援事業について、上関町起業支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、実績を下記の書類を添えて報告します。

記

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支報告書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費一覧表（様式第11号）
- (4) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) その他

事業実施報告書

補助事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の目的	
事業の内容	
事業の成果	
事業の評価	
今後の展開	

事業収支報告書

年 月 日～ 年 月 日

（単位：円）

項目	計画	実績	積算根拠
売上高（A）			
売上原価（B）			
経費（C）			
利益（D） A－B－C			
雇用者数 （単位：人）			●正社員 人 ●アルバイト 人 ●パート 人

補助対象経費一覧表

（単位：円）

経費区分		計画	実績	実績における補助対象 経費の内訳 (積算根拠)
		補助対象経費	補助対象経費	
事業所拠点費	事業所整備費(A)			
	構築物費(B)			
	設備導入費(C)			
販売促進費(D)				
人件費(E)				
その他の経費(F)				
合計額 (A+B+C+D+E+F)				
補助金請求予定額 (上限100万円)				

【添付書類】

補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写しなど）

上企第 号
年 月 日

様

上関町長 ⑩

上関町起業支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました上関町起業支援事業について、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、上関町起業支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、
通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

年 月 日

上関町長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

上関町起業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 上企第 号で確定の通知を受けた補助金について、上関町起業支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付請求します。

交付決定額	円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他（ ）
	口座番号	

年 月 日

上関町長 様

住所又は所在地
氏名又は
法人名及び代表者名

上関町起業支援事業実施状況報告書

年 月 日付け 上企第 号で確定の通知を受けた補助金について、上関町起業支援事業補助金交付要綱第20条の規定により、事業の実施状況を下記の書類を添えて報告します。

記

- (1) 事業状況概要報告書
- (2) 決算書又はこれに準ずるもの
- (3) その他

事業状況概要報告書

補助事業 の名称					
補助事業 年度					
報告事業 期間	年目（ 年 月 日から 年 月 日まで）				
事業の 内容					
事業の 成果					
雇用状況	雇用者数				
		正社員	アルバイト	パート	合計
	年度 (1年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (2年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (3年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (4年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (5年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	年度 (6年目)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	※下段（ ）は町内在住者数				
その他報 告事項					

【添付書類】 決算書又はこれに準ずるもの（法人の場合は決算書の写し）